

## 1. 経緯

2022年4月 観光船の沈没事故

8月 関係機関による現地調査（知床岬、宇登呂）及び意見交換会（斜里町）

10月 現地調査及び意見交換会（羅臼町）

2023年4月 知床半島地域通信基盤強化連携推進会議（斜里町）※

※ 総務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、  
地方自治体、地域関係団体、携帯電話事業者で構成

「知床半島 安全・安心のための通信環境改善に関する宣言」を決議

## 2. 主な地元要望

【根室地方総合開発期成会】：知床半島及び海域における防災通信機能の強化（R4.7）

【斜里町】：知床半島及び海域における通信環境の整備（R4.12）

## 3. 今後の予定

- 基地局の整備候補地は、①宇登呂灯台隣地、②知床五湖、③知床岬、④ニカリウス
- 2023年度から基地局の整備を進め、順次運用を開始予定

## 知床地域における携帯電話基地局整備の全体像(イメージ)

- 地元関係者の支援を得つつ、複数の携帯電話事業者が共同で次のようなカバーエリア実現を目指す。



※1 基地局の位置・カバーエリアはイメージであり、実現性も含め検討中。  
基地局諸元や周辺地形等により変更等の可能性がある。

# 世界遺産条約と基地局整備との関係

- 世界遺産条約の条文上、登録資産内における禁止行為などは定められていないものの、自然遺産の保護は締約国の義務であり、自然遺産の保護等のために必要な立法上、行政上等の適当な措置をとることが求められている。このため、我が国では自然公園法等を担保措置としている。
- また、条約の履行を促すため、ユネスコ世界遺産センターにより「世界遺産条約履行のための作業指針」が定められており、保全状況報告に係る締約国等からの情報収集の項のパラグラフ172で大規模な復元又は新規工事等をする場合の通知について、定められている（下記）。

<世界遺産条約履行のための作業指針より>

172. 世界遺産委員会は、条約締約国に対し、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合もしくは許可しようとする場合は、その旨を、事務局を通じて委員会に通知するように招請する。

- ◆ 知床世界自然遺産地域内における今般の携帯電話基地局整備に際しては、保護担保措置である個別法令（自然公園法等）に基づく許可が必要であり、当該許可に際しては、保護担保措置たる各法令の許可基準等に照らして厳密に審査される。
- ◆ 加えて、本件については、検討開始以降、整備主体や地元関係者、関係行政機関等と協議を重ね、当該整備による影響を最小限にすべく設置位置や規模等の検討・調整を実施してきた。
- ◆ 以上より、今般の携帯電話基地局整備は、知床世界自然遺産地域の「顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な新規工事」には該当しないと認識している。